

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出について

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育する家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の

増進を図ることを目的として支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

▼現況届の提出について

郵送された書類を確認し、8月1日(月)～31日(水)の間に現況届を提出してください。提出が遅れた場合は12月の支給日に手当を受け取るこ

とできません。

【特別児童扶養手当とは】

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

▼所得状況届の提出について

郵送された書類を確認し、8月12日(金)～9月9日(金)の間に所得状況届を提出してください。

提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

【その他】各制度の詳しい内容については、町ホームページまたは窓口までお問い合わせください。

【提出先窓口】

- ・ 住民生活課児童係
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 課戸籍保険係
- ・ 落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112

児童手当現況届の提出は お済みですか？

児童手当を受給中の方は、受給資格を確認するため毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。八雲町では平成28年6月1日付で各受給者宛てに現況届用紙を発送しています。

まだ、現況届や必要書類を提出していない方は、早急にお近くの窓口または郵送にて提出願います。

9月16日(金)までに手続きが完了していない場合は、平成28年10月の定時払いが差し止めとなり、11月以降の支払いとなりますのでご注意ください。

【提出先窓口】

- ・ 住民生活課児童係(窓口5番)
- ・ 熊石総合支所住民サービス課環境生活係
- ・ 落部支所

【問い合わせ先】 住民生活課児童係
☎0137-62-2112

特定社会保険労務士
ナカムラ 労働管理事務所
就業規則・給与計算・労災・雇用保険
http://www.nakamura-jinshu.co.jp
八雲町本町 147-2
☎(0137)62-2804

不用品交換コーナー

7月15日時点

ゆずります これまでの成立件数 **50**件

- ・ 透明パック3種類
- ・ ベビーカー (0～3歳位用)
- ・ 子ども用椅子 (テーブル付)
- ・ 木のたんす (和だんす、洋だんす)

ゆずってください これまでの成立件数 **24**件

- ・ じゅうたん ・ 漫画 (全巻揃っているもの)
- ・ 振袖、留袖 (40代、150～160cm位用)
- ・ 空気清浄機 ・ DVDソフト

【申請方法】 企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】
企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

子育て支援センターからお知らせ

たのしい遊びがいっぱい！
みんなで遊ぼう！

なかよし広場inひがしの

【内容】

子育て支援センターの保育士と一緒にゲームや手遊び、パネルシアター等で遊びましょう。また、季節にピッタリな製作も用意しています。みんなで遊びに来てね！

【対象】 入園前のお子さんと保護者の皆さん。子どもの遊びに関心のある方。

【日時】 9月8日(木)
午前10時～11時30分

【場所】 東野 母と子の家

【申込期限】 9月6日(火)まで

申し込み・問い合わせ先

八雲町子育て支援センター ☎0137-62-2573